

「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業」の概要

業 務 名	寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業委託業務
業務目的	弁護士が弁護人・付添人として逮捕から裁判・審判終結までの刑事司法手続内での支援にとどまらず、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者（以下「犯罪をした者等」という。）に対して、刑事司法の各段階（検察・裁判・矯正・保護）において、定期的な面会、要望の聞き取り、居住手続きや就労窓口、医療・福祉等関係機関への引継ぎなど、各種支援を行うことにより、円滑な社会復帰や再犯防止を図る取組として実施する。
委 託 先	愛知県弁護士会
業務内容	(1) 概要 弁護士が、犯罪をした者等に寄り添い、面会等を通じて、社会復帰に向けた支援の聞き取りを行うとともに、居住手続きや就労窓口、医療・福祉等関係機関への引継ぎなど、関係機関と連携して、社会復帰支援、再犯防止の活動を行う。 また、支援を必要とする法的な問題が生じた場合に、法律の専門職として積極的に関わる。但し、法的手続きを要することとなった場合は、法テラス等の手続きを利用することを原則とする。 (2) 対象者 ア 愛知県内において、起訴猶予処分、罰金・執行猶予・保護観察付執行猶予判決又は保護観察処分になった者で、愛知県内に居住している者又は居住予定がある者 イ 愛知県内の裁判所で審判・判決を受け、矯正施設（刑事施設、少年院及び少年鑑別所。矯正施設は愛知県外のものも含む）に在所（院）中の者又は出所（院）・退所する者で、愛知県内に居住している者又は居住予定がある者 (3) 活動内容 対象者の社会復帰又は再犯防止のために行う活動で、次に掲げる活動とする。 ア 対象者の刑事事件の弁護人又は少年事件の付添人である弁護士からの申出による支援活動 イ 過去に対象者の刑事事件の弁護人又は少年事件の付添人であった弁護士からの申出による支援活動 ウ 対象者、対象者の親族、協力雇用主、保護司の希望に基づき対象者と面談した弁護士からの申出による支援活動 エ 検察庁、矯正施設又は保護観察所からの申出による支援活動 オ 地域生活定着支援センターその他の関係機関からの申出による支援活動 (4) 対象者数等 ア 対象者数は30人程度とし、可能な限り、刑事司法の各段階（検察・裁判・矯正・保護）から、対象者の性別・年齢など幅広く選定し、支援を行うこと。 イ 支援の開始に当たり、愛知県の「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業」による支援活動を受けることについて、対象者から書面による同意を得ること。

	(5) アンケートの実施 支援活動の終了時に、対象者及び活動を行った弁護士に対してアンケート調査を実施し、回答を集計すること。
--	---

(参考) 事業イメージ図

